

同志社スポーツユニオン会則

第1章 総 則

第1条 【目 的】

本会は同志社スポーツの振興と発展の為物心両面の援助を図ると共に、体育会各部OB・OG会の結束と相互の親睦を図り、母校の発展と充実に寄与することを目的とする。

第2条 【組織・名称】

体育会各部OB・OG会を以って組織し同志社スポーツユニオンと称する。

第3条 【事 業】

本会は第1条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 祝勝会（毎年原則として1月に優秀部・優秀選手・各部々長・監督・コーチ等を招き開催）。
- 2) 親睦ゴルフコンペ（春・秋 年2回開催）。
- 3) フレッシュマン・リーダース・キャンプ等の援助と指導。
- 4) 会員名簿の発刊（4年毎更新）。
- 5) その他。

第2章 会 員

第4条 【会 員】

体育会各部OB・OG会に所属する者。

第3章 機 関

第5条 【役 員】

本会に下記の役員を置く。

- 1) 会 長 1 名
- 2) 副 会 長 若干名
- 3) 理 事 長 1 名
- 4) 副理事長 若干名
- 5) 常任理事 若干名
- 6) 理 事 若干名
- 7) 監 事 2 名
- 8) 顧 問 若干名
- 9) 名誉会長、名誉顧問、常任顧問、相談役を置くことができる。
- 10) 必要に応じて役職を置くことができる。

第6条 【役員を選任】

- 1) 会長・並びに理事長は、総会に於いて会員の中から選出する。
- 2) 副会長は、会長が指名する。
- 3) 副理事長は、理事長が指名する。
- 4) 常任理事・並びに理事は、各部OB・OG会からの選出、及び会長が委嘱した者を総会で承認を得る。
- 5) 監事は、総会に於いて会員の中から選出する。
- 6) 顧問は、各部OB・OG会からの推薦、及び本会に特に功労のあった者より会長が委嘱する。
- 7) 名誉会長、名誉顧問、常任顧問、並びに相談役は、会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- 8) 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 【役員の仕事】

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐する。
- 3) 理事長は、事業の実務の執行を指示し管理する。
- 4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5) 常任理事及び理事は、具体的な実務の執行を行う。
- 6) 監事は、定時総会に於いて監査の結果を報告する。
- 7) 顧問は、重要事項につき会長の諮問に応じる。

第8条 【総 会】

- 1) 総会は、本会の最高意思決定機関とし、次に掲げる事項を決議する。
 - イ) 事業報告及び収支決算
 - ロ) 事業計画及び収支予算
 - ハ) その他重要な事項

- 2) 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年2回6月と1月に開催する。
- 3) 臨時総会は、会長、もしくは常任理事会に於いて必要と認められたとき、又は加盟各部OB・OG会の3分の2以上の会員より要求のあった場合に開催する。
- 4) 会長は、総会を招集する時は総会日時・場所、及び会議に付議する事項を示し、招集期日の7日前迄に通知しなければならない。
- 5) 総会には各部OB・OG会々員は出席することができる。但し、議決権は各部1票とする。
- 6) 会長は議長となり議事の進行をはかり、議事は出席各部代表の過半数を以て之を決し、可否同数の場合は議長が之を決する。

第9条 【議事録】

会長は事務局に依頼して総会の議事録を作成しなければならない。

第10条 【役員会】

- 1) 会長・副会長・理事長・副理事長で構成し必要に応じて開催する。
- 2) 会長・理事長に任務遂行の支障がある場合は、速やかに代行者を選出するものとする。

第11条 【常任理事会】

会長は、必要に応じて常任理事会を開催することができる。

第12条 【各部OB・OG会長会】

各部間の交誼を厚くし、スポーツユニオンの発展を助けるために各部OB・OG会長会議を設ける。運営規則は別にこれを定める。

第13条 【関東支部】

- 1) 関東在住のOB（OG）の親睦を計るとともに現役学生の支援に寄与する。運営規定は別に定める。
- 2) 名称は関東同志社スポーツユニオンとする。

第14条 【青年幹事会】

若い世代の活動への参画意識を高め、5年先、10年先の同志社スポーツを支える人材を育成、輩出することを目的に青年幹事会を設ける。運営規定は別に定める。

第15条 【慶弔給付】

別途規定を定める。

第16条 【委員会】

- 1) 理事長は、事業計画の内容に応じて専門委員会を設置し、事業の円滑な推進運営を行うことができる。
- 2) 理事長は、各専門委員会の委員長及び委員を指名することができる。

第17条 【事務局】

同志社大学京田辺校地内に設置する。

第18条 【事業計画】

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終る。

第4章 経費及び会計

第19条 【経費】

同志社スポーツユニオン基金の果実、及び寄付金、並びに卒業生の終身会費を以て充当する。

第20条 【管理】

同志社スポーツユニオン事務局に於いて管理する。

第5章 会則の改正

第21条 本会則は、総会に出席した各部代表の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

{附 則}

- 1) 卒業時に規定の終身会費を納入しなければならない。
- 2) 本会は、同志社スポーツ全体の意思疎通を図る為、監督会、並びに体育会とにより連絡協議会を開催することができる。
- 3) 本改正会則は1997年1月25日より実施するものとする。
- 4) 会則一部改正 1998年1月31日
- 5) 会則一部改正 2003年6月7日
- 6) 会則一部改正 2004年6月5日
- 7) 会則一部改正 2008年6月7日 第3章第5条10) を付加
- 8) 会則一部改正 2009年1月31日